

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第254号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市竹野町三原字タカン谷8、字境尾谷20、21、26、字コウトウ口80、字ニツヤ175、179の4
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第255号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下、「法」という。)第16条第1項に基づき、するめいかに関する令和6管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。
令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
するめいか	兵庫県するめいか漁業	現行水準



兵庫県告示第256号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項に基づき、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和6管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。
令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 第1 くろまぐろ(小型魚)
 - 1 都道府県別漁獲可能量
5.6トン
 - 2 知事管理漁獲可能量
法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。